

広域消防運営計画策定に係る協議事項

神奈川県西部消防広域化協議会

協議番号	協議項目	備考
	協議結果	
協議第 1 号	広域化の方式について	平成 23 年 9 月 22 日 第 1 回会議 で承認
	<ol style="list-style-type: none"> 1 広域化の方式は、小田原市への事務委託方式とする。 2 広域化に併せ、消防行政に係る意見調整組織を設置する。 	
協議第 2 号	消防本部の位置及び名称について	平成 23 年 9 月 22 日 第 1 回会議 で承認
	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防本部の位置は、小田原市前川 1 8 3 - 1 8（現在の小田原市消防本部の位置）とする。 2 消防本部の名称は、「小田原市消防本部」とする。 	
協議第 3 号	消防署所の位置について	平成 23 年 9 月 22 日 第 1 回会議 で承認
	<ol style="list-style-type: none"> 1 広域化時の消防署所の位置は、現状の位置とする。 	
協議第 4 号	消防救急無線のデジタル化について	平成 23 年 9 月 22 日 第 1 回会議 で承認
	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防救急無線のデジタル化（活動波）については、2 市 6 町の枠組みで共同整備を行う。 	
協議第 5 号	広域化の実施時期について	平成 23 年 9 月 22 日 第 1 回会議 で承認
	<ol style="list-style-type: none"> 1 広域化の実施時期は、平成 2 4 年度末とする。 	

協議番号	協議項目	備考
	協議結果	
協議第 6 号	<p>意見調整組織について</p> <ol style="list-style-type: none"> 意見調整組織の名称は、「（仮称）神奈川県西部広域消防運営協議会（以下、協議会という。）」とする。 協議会は、各市町の長及び議会議員代表者で構成する。 協議会は、広域消防の運営を含む消防行政全般に係る情報提供及び意見交換を行う。 協議会の運営に係る事項は、設置時に定める。 	平成 24 年 1 月 30 日 第 3 回会議 で承認
協議第 7 号	<p>初期投資経費について</p> <ol style="list-style-type: none"> 広域化までに施設等を改修及び整備し、広域化後の業務を円滑に行うための経費を初期投資経費として取り扱う。 初期投資経費は、次の項目とする。 消防本部庁舎改修、消防指令センター改修、庁内 LAN 整備、アナログ無線改修、貸与品統一、車両標示変更、庁舎看板等製作、その他 	平成 23 年 12 月 22 日 第 2 回会議 で承認
協議第 8 号	<p>初期投資経費に係る財源について</p> <ol style="list-style-type: none"> 初期投資経費に対しては、国及び神奈川県の財政支援制度を活用する。 	平成 23 年 12 月 22 日 第 2 回会議 で承認
協議第 9 号	<p>消防指令センターの統合について</p> <ol style="list-style-type: none"> 小田原市消防本部に消防指令センターを統合する。 消防通信指令システム（以下「指令システム」という。）を改修し、機能を統合する。 広域化と同時に、消防指令センターを統合する。 	平成 23 年 12 月 22 日 第 2 回会議 で承認

協議番号	協議項目	備考
	協議結果	
協議第 10 号	貸与品の統一について	平成 23 年 12 月 22 日 第 2 回会議 で承認
	<ol style="list-style-type: none"> 1 貸与品は、小田原市の基準に統一する。 2 広域化にあわせ原則、すべての貸与品を統一する。 	
協議第 11 号	消防救急無線デジタル化（活動波）の運用開始時期について	平成 23 年 12 月 22 日 第 2 回会議 で承認
	<ol style="list-style-type: none"> 1 活動波の運用開始は、県内共通波に合わせる。ただし、最終的な運用開始日については、実施設計を踏まえ、決定することとする。 	
協議第 12 号	交替制勤務体制について	平成 23 年 12 月 22 日 第 2 回会議 で承認
	<ol style="list-style-type: none"> 1 交替制勤務体制は 2 部制とする。 	
協議第 13 号	消防本部及び消防署の機構について	平成 23 年 12 月 22 日 第 2 回会議 で承認
	<ol style="list-style-type: none"> 1 広域化に伴い、小田原市消防本部の機構を変更する。 2 消防署の機構は、2 消防署、2 分署、8 出張所とする。 3 消防署所の名称については、原則として消防署所が所在する地名を用いるものとする。 	
協議第 14 号	消防署所の管轄区域について	平成 23 年 12 月 22 日 第 2 回会議 で承認
	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防署所の管轄区域は、現状のとおりとする。 2 管轄区域とは別に、出場区域の見直しを行なう。 	

協議番号	協議項目	備考
	協議結果	
協議第 15 号	初期投資経費の負担方法について	平成 23 年 12 月 22 日 第 2 回会議 で承認
	<p>1 初期投資経費については、投資の目的、消防力の受益者等を明確にした上で、経費項目ごとに、次のいずれか、または幾つかを組み合わせる方法を適用し、各市町の負担額を算出することとする。</p> <p>(1) 人口割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係市町の人口割合に基づき算出する手法であり、「行政区域や消防署所の管轄区域を越えて供される消防力への投資経費と見做されるもの」に適用する。 <p>(2) 出場区域人口割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防署所の出場区域に占める関係市町の人口割合に基づき算出する手法であり、「消防署所に関する経費のうち主に出場区域内に供される消防力への投資と見做されるもの」に適用する。 <p>(3) 実費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人口割及び出場区域人口割等の手法に拠らずとも、各市町の負担額が明確なもの」に適用する。 <p>(4) 単独整備費割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防本部管轄ごとに単独整備を行った場合の費用比率に基づき算出する手法であり「消防指令センター改修経費のうち、共通設備の改修に伴う経費」に適用する。 	
協議第 16 号	消防救急無線デジタル化（活動波）経費の負担方法について	平成 23 年 12 月 22 日 第 2 回会議 で承認
	<p>1 消防救急無線デジタル化（活動波）経費については、原則として消防本部管轄ごとに単独整備を行った場合の費用比率に基づく負担方法（「単独整備費割」という）とし、各市町の負担額を算出することとする。</p> <p>(1) 足柄上地域 1 市 5 町の費用負担は、人口割とする。</p>	

協議番号	協議項目	備考
	協議結果	
協議第 17 号	財産の取扱いについて	平成 24 年 1 月 30 日 第 3 回会議 で承認
	<p>1 小田原市が事務を受託する上で必要な委託市町が有する財産等の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 庁舎敷地等の土地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎敷地等の土地（対象は別表）は、委託市町が所有し、無償で小田原市に貸与する。 <p>(2) 庁舎等の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎等の施設（対象は別表）は、小田原市に譲与する。ただし、現真鶴分署庁舎については、無償で小田原市に貸与する。 <p>(3) 物品（車両等の備品及び消耗品）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 物品については、小田原市に譲与する。 <p>2 小田原市が事務を受託する上で必要な新規取得財産等の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 庁舎敷地等の土地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎敷地等の土地については、委託市町が取得及び所有し、無償で小田原市に貸与する。 <p>(2) 庁舎等の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎等の施設については、小田原市が取得及び所有する。 <p>(3) 物品（車両等の備品及び消耗品）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 物品（車両を含めた備品及び消耗品）については、小田原市が取得及び所有する。 	
協議第 18 号	債務の取扱いについて	平成 24 年 1 月 30 日 第 3 回会議 で承認
	<p>1 小田原市へ譲与する財産及び物品に係る債務については、小田原市が承継する。なお、当該債務の償還に係る財政負担については、承継前の債務者（広域化前に足柄消防本部を構成していた各市町）が負う。</p> <p>2 広域化後に生じる債務については、小田原市が負う。なお、当該債務の償還に係る財政負担については、負担金の負担方法により、関係市町で負う。</p> <p>3 債務の承継により生ずる課題等については、その対応を別途協議する。</p>	

協議番号	協議項目	備考
	協議結果	
協議第 19 号	<p>職員の任用（採用方法等）について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 足柄消防組合の職員を小田原市職員として採用する。 2 原則として、採用（選考）は無試験とする。 3 小田原市職員となる者の職務の級は、小田原市の基準に基づき他の職員との均衡を考慮して決定する。 	平成 23 年 12 月 22 日 第 2 回会議 で承認
協議第 20 号	<p>給料の取扱いについて</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 小田原市職員となる者の給料月額（職務の級の号給）は、小田原市の基準に基づき他の職員との均衡を考慮して決定する。 2 小田原市職員として受ける給料月額が、小田原市職員となる前日に受けていた給料月額に達しない者については、5 年間その差額を保障（現給保障）する。 	平成 23 年 12 月 22 日 第 2 回会議 で承認
協議第 21 号	<p>諸手当の取扱いについて</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 諸手当は、小田原市職員となったときから、小田原市の基準で支給する。 2 諸手当の現給保障は行わない。 	平成 23 年 12 月 22 日 第 2 回会議 で承認
協議第 22 号	<p>退職手当の取扱い（支給関係）について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 退職手当は、小田原市の基準に基づき支給する。 2 足柄消防組合において退職手当の算定の基礎となる勤続期間は、小田原市職員の勤続期間に通算する。 3 激変緩和措置として、経過措置を設ける。 	平成 23 年 12 月 22 日 第 2 回会議 で承認
協議第 23 号	<p>消防本部及び消防署所の事務分掌について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現在の小田原市消防本部及び消防署の事務項目を基本とし、広域化に伴う新たな事務項目を追加する。 2 広域化時の組織・機構を勘案し、事務分掌を規定する。 	平成 23 年 12 月 22 日 第 2 回会議 で承認

協議番号	協議項目	備考
	協議結果	
協議第 24 号	消防署所の配置部隊数及び車両、資機材等の配置について	平成 23 年 12 月 22 日 第 2 回会議 で承認
	<ol style="list-style-type: none"> 1 広域化時の署所の部隊配置数は現状を基本とする。 2 部隊配置に併せて必要な車両、資機材等を配置する。 	
協議第 25 号	機構図に基づく配置職員数について	平成 23 年 12 月 22 日 第 2 回会議 で承認
	<ol style="list-style-type: none"> 1 広域化時の消防職員数は現状を超えないものとする。 2 消防本部及び通信指令業務等の職員数を合理化し、その効果を現場の消防体制の強化に充てる。 	
協議第 26 号	部隊運用の見直しについて	平成 23 年 12 月 22 日 第 2 回会議 で承認
	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として小田原市消防本部の部隊運用方法に統一する。 2 広域化を機に、小田原市消防本部の部隊運用を見直す。 	
協議第 27 号	経費の区分について	平成 24 年 1 月 30 日 第 3 回会議 で承認
	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防事務の委託に関する経費については、経費の性質に合わせ、委託料と負担金とに区分する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 委託料 <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度持続して固定的に支出される経常的経費に係る経費であり、原則として人件費や物件費等に適用する。 (2) 負担金 <ul style="list-style-type: none"> ・主として政策的経費とされる経費であり、工事請負費、車両購入費等に適応する。 ・公債費については、工事請負費や車両購入費により取得する財産に係るものが、ほとんどを占めることから、経費の区分は負担金とする。 	
協議第 28 号	広域化時の管理監督者の配置について	平成 23 年 12 月 22 日 第 2 回会議 で承認
	<ol style="list-style-type: none"> 1 広域化時の組織・機構に基づき、業務の内容、質及び量等を考慮し、適材適所で管理監督者を配置する。 2 広域化時の消防署所における管理監督者の配置は、地域の実情に精通した職員を配置する。 	

協議番号	協議項目	備考
	協議結果	
協議第 29 号	<p>退職手当の取扱い（負担方法）について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 退職手当は、委託料として、単年度負担とする。 2 退職手当の負担方法は、広域化前に係る退職手当の分は、広域化前に属していた団体が負担し、広域化後に係る退職手当の分は、人件費を算出する負担方法を用いて 2 市 6 町で按分して負担とする。 3 足柄消防組合に属していた職員の平成 26 年度及び平成 27 年度の大量定年退職に伴う足柄上地域 1 市 5 町の負担額の増加に対応するため、平成 26 年度からの 4 年間においては、足柄上地域 1 市 5 町の負担額を平準化して、本来の負担額との差額分を小田原市が一時的に負担する。 ただし、平準化により小田原市が一時負担する額に対する経費については、足柄上地域 1 市 5 町で負担する。 	平成 24 年 1 月 30 日 第 3 回会議 で承認
協議第 30 号	<p>委託料の負担方法について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 小田原市域外における消防事務に係る委託料については、原則として、必要経費に対し委託市町の人口割合に基づき算出する手法である「人口割」を適用し、委託市町ごとの負担額を算出することとする。 	平成 23 年 12 月 22 日 第 2 回会議 で承認
協議第 31 号	<p>階級設定について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 小田原市の職名に応じ階級を設定する。 2 広域化時の足柄消防組合職員の階級は、小田原市の基準に基づき他の職員との均衡を考慮して決定する。 	平成 23 年 12 月 22 日 第 2 回会議 で承認
協議第 32 号	<p>負担金の負担方法について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消防事務に係る負担金については、原則として、関係市町の人口割合に基づき算出する手法である「人口割」を適用し、負担額を算出することとする。 ただし、関係市町に足柄上地域 1 市 5 町が関わる場合の算出にあたっては、足柄上地域 1 市 5 町の人口割を適用するものとする。 ・建物及び施設のうち消防署所に関するものについては、関係市町の人口割を適用する。 ・建物及び施設のうち共用施設並びに消防車両等については、小田原市を含めた 2 市 6 町の人口割を適用する。 	平成 24 年 1 月 30 日 第 3 回会議 で承認

協議番号	協議項目	備考
	協議結果	
協議第 33 号	人事異動のルール設定について	平成 24 年 1 月 30 日 第 3 回会議 で承認
	1 広域化時の異動は必要最小限に留め、2 年目以降は異動の範囲を拡大する。	
協議第 34 号	消防本部・消防署の権限について	平成 24 年 1 月 30 日 第 3 回会議 で承認
	1 消防長の専決権限の一部を消防署長に委譲する。	
協議第 35 号	消防指令センターの運用について	平成 24 年 1 月 30 日 第 3 回会議 で承認
	1 原則、小田原市消防本部の運用に合わせる。 2 当面の間、小田原市及び足柄消防組合消防本部の指令業務経験職員を配置し運用する。 3 新たに情報処理所管部署を設置し、情報管理の一元化を図る。	
協議第 36 号	消防水利の整備等について	平成 24 年 1 月 30 日 第 3 回会議 で承認
	1 消防に必要な水利施設（以下「消防水利」という。）は、各市町が設置し、維持及び管理をする。	
協議第 37 号	職員の福利厚生について	平成 24 年 1 月 30 日 第 3 回会議 で承認
	1 職員の福利厚生は、小田原市職員となったときから、小田原市職員としての制度を適用する。	
協議第 38 号	手数料等の取扱いについて	平成 24 年 1 月 30 日 第 3 回会議 で承認
	1 消防法令等に基づく事務に係る手数料については、小田原市の歳入とし、消防業務に係る経費に充当する。 2 高速道路救急業務支弁金については、小田原市の歳入とし、消防業務に係る経費に充当する。	

協議番号	協議項目	備考
	協議結果	
協議第 39 号	<p>補助金・交付金等の取扱いについて</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各消防本部で支出している補助金、交付金等（関係資料に掲げる補助金、交付金等に限る。）は、継続して支出する。 2 活動目的等が類似する団体に対する補助金、交付金等の有無及び額に差異があることから、その取扱いについては、広域化後に各市町間で調整する。 	平成 24 年 1 月 30 日 第 3 回会議 で承認
協議第 40 号	<p>慣行等の取扱いについて</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各市町で実施している消防出初式等の慣行は、原則、継続して行う。 	平成 24 年 1 月 30 日 第 3 回会議 で承認
協議第 41 号	<p>消防団との連携方策について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 2 市 6 町の消防団（以下「各消防団」という。）との連携は、原則、現在の運用を継続して行うこととし、事務担当は別表のとおりとする。 2 各消防団との連携を確保するため、消防本部で消防団全体の連絡調整等を行い、消防署で各消防団との連絡調整等を行うこととし、事務担当は別表のとおりとする。 	平成 24 年 1 月 30 日 第 3 回会議 で承認
協議第 42 号	<p>関係団体との連携について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 関係団体との連携は小田原市消防本部が継続して行う。 	平成 24 年 1 月 30 日 第 3 回会議 で承認
協議第 43 号	<p>防災・国民保護担当部局との連携方策について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 2 市 6 町の防災・国民保護担当部局（以下「各市町担当部局」という。）との連携は、原則、現在の運用を継続するとともに、広域化を機に次の運用を行う。 (1) 大規模災害等が発生した場合、消防本部（消防署）から各市町災害対策本部に職員を派遣し、災害対策本部との連携体制を確保する。 (2) 各市町担当部局に消防本部の情報通信機器端末を設置し、災害情報等の共有化及び連携体制の強化を図る。 	平成 24 年 1 月 30 日 第 3 回会議 で承認